

教生学第 567 号

平成 29 年 10 月 11 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

少年の非行及び犯罪被害防止に向けた指導について (通知)

このことについて、北海道警察本部生活安全部長から、別添写しのとおり協力依頼がありましたので通知します。

中学生については、法令により労働者として使用することが原則禁止され、高校生についても、18 歳未満の者は就業が制限されており、過日、道内で発生した事案については、コンパニオン派遣会社による児童福祉法違反として取り上げられております。

また、酒席に待する行為については、生徒の健康及び福祉に有害であるほか、他の犯罪被害に発展する危険性も危惧されます。

つきましては、学校は、生徒に対して法の内容を周知し、この種のアルバイトに従事しないよう注意喚起するとともに、アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出等を行わせ、保護者や関係者との連携の下に、職種や就労時間を確認するなど、就労の際の安全確保や問題行動の防止等について指導するようお願い申し上げます。

<参考通知>

1 「高校生のアルバイト就労に関する指導について」

(平成 26 年 2 月 25 日付け教生学第 810 号学校教育局高校教育課長・参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

2 「学齢児童生徒の就労に係る労働基準関係法令の周知について」

(平成 24 年 11 月 12 日付け教義第 1083 号学校教育局高校教育課長・義務教育課長・特別支援教育課長通知)

(生徒指導・学校安全グループ)



道本少(非)第161号
平成29年10月6日

北海道教育庁
教育部長 佐藤 寛 殿

北海道警察本部生活安全部長
齋 藤 教 彰

少年の非行及び犯罪被害防止に向けた指導について（依頼）

仲秋の候、貴職におかれましてはますます御清栄のことと存じます。

平素から少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道警察では、先般、新聞などで報道されているとおり、札幌市及び石狩振興局の市立中学校に在学する女子中学生をコンパニオンとして雇い入れ、ホテル等の宴会場に派遣し、酒席で酒を注がせるなどしていた札幌市内のコンパニオン派遣会社の役員を児童福祉法違反で逮捕したところです。

派遣会社は、被害児童のほか、複数の中学生を雇用していたことが判明しておりますが、児童生徒は、1時間3,000円程度のアルバイト収入を目的に働いており、また、児童生徒を紹介して紹介料を得ていた状況にあります。

つきましては、貴所管の各学校に対し、このようなアルバイトに従事しないよう児童生徒とその保護者に注意喚起していただくなど、少年の非行及び犯罪被害防止に向けた指導について、特段の御配意をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、各市町村教育委員会に周知いただきますようお願い申し上げます。

北海道警察本部少年課
非行対策係
電話 011-251-0110 内線3064